

## 菱垣廻船の海損清算事例

|          |   |
|----------|---|
| 著者       | 津川 正幸   |
| 雑誌名      | 関西大学経済論集  |
| 巻        | 37  |
| 号        | 4   |
| ページ      | 319-343   |
| 発行年      | 1987-11-28  |
| その他のタイトル | The Average Adjustment of Cargo boat "Higaki" in the early 19th Century           |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/10112/14779">http://hdl.handle.net/10112/14779</a> |

## 論 文

## 菱垣廻船の海損清算事例

津 川 正 幸

## 1

江戸時代の海損清算の方法として、菱垣廻船においては、1. 分散勘定、2. 本合力、3. 素合力、4. 運賃合力の4方法がある。そのほか天明期には、糧米増、石ましといった臨時の方法があったようであるが、後二者は省略し、四方法についてその概要を、『難船勘定仕法名目次第』<sup>1)</sup>(文化4年)以下『難船』と省略。『素合力両組争論序の巻』<sup>2)</sup>(文化9年)以下『争論』と省略。『油問屋旧記』<sup>3)</sup>のうち、『菱垣方・樽方両廻船建絵図面并ニ相附候訳合書』いわゆる「菱垣廻船絵図面写本」(天保3年)以下『絵図』と省略。『大阪商業史資料』第17巻「諸色調類集」(天保12年)以下『資料』と省略。の記事によってみるとつぎのとおりである。

## 1. 分散勘定

『難船』 1. 分散勘定と云者破船ニ及び候之分也

縦者元百匁ニ付何匁取といふ事に成也、元百匁之所江十五匁受取、  
跡八十五匁者其荷物の損金に成と云容なり。

『絵図』 勘定立ハ大坂ニテハ不仕、御当地ニテ勘定相建候

破船ニヲヨビ候時ハ、船主・荷主両損金ニ相成候、尤モ海中ヨリ  
流寄荷物・船粕・船具等打揚候時ハ其品約ニ売払、都テ元代金ニ応

1) 『統海事史料叢書』第3巻、344ページ。

2) 同上第3巻、449ページ。

3) 同上第2巻、525～529ページ。

ジ惣体江割渡候、是ヲ分散勘定ト相唱候

## 2. 本合力

『難船』 1. 振勘定 といふは荷打致候之分也 但し是を荷打勘定とも又本合力共いふ也、縦者元百匁ニ付何十何匁与云出銀、其荷主より割出しを致す也、其代り自分方の元直段百匁者百匁ニ而請取也

(頭注) 「此本合力勘定ニ限り組毎ニ其組ノ濡弁引銀者其組限り弁濟致候事古例也、是ヲ内かゝりト云也」

『争論』 本合力 本名振勘定ト云也、元直掛り也

『絵図』 但シ荷打船ハ荷物元銀ヲ其組々行事共正路ニ相改メ、大行事・惣行事精算致、極印元へ一船ノ積受手板・帳面・送り状共預り置、廻船入津ノ上浦証文ノ通り為引合、元船破損箇所・捨り船具是亦相改メ、難船場所入用金一式メ立、是ヲ右元銀江割付勘定仕、船頭へ出銀遣シ候、是ヲ本合力建ト相唱候

『資料』 本合力之儀、惣積合之代金并右廻船之代銀見積、難船改入用・船道具作事入用・刎捨荷物元代金共不残算用致、右積合荷物之惣元直割合候儀ニ而、水中江残り候荷物之損金者其組々之内掛ニ相成候

## 3. 素合力

『難船』 1. 素合力 ト云者勘定之仕法、古振勘定同様也 分限不相応之弁銀高過分なると少々の荷打者は是に当る也

『争論』 素合力ト云者濡弁引銀高過分ニ而五割増余にも可及勘定ト、又少々の荷打分有之候節者中々運賃増ニ不仕立候ゆへ、無扱元直がゝりに仕立候也、是ヲ素合力といふ也、其仕方者本合力同断也、然共振勘定 本合力之事也 より者事軽キゆへ是ヲ素合力ト云也、名目者かわれ共仕方建者矢張同様也、唯本合力 振勘定のこと也 と素合力ト者軽イ与重トの差別のミ也

素合力 増運賃ニ不被仕立故、無扱振勘定同様元直がゝりに致候是ヲ素合力ト云也

『絵図』 六割ヨリ余ハ右五割増ニテハ元直安ク嵩張り候品ニテ運賃高キ品々ハ其元直段ニ抱り候ニ付、積荷物惣元銀高ニ割付、乃至百目ニ付何程宛ト割合、船頭へ遣シ候、是ヲ素合力勘定建ト相唱候

『資料』 古来ハ素合力等唱、刎捨荷物代金并濡痛荷物之弁銀・元船痛作事入用・船道具捨り代・浦方改入用等不残勘定相改、右金子ノ何程等有之候共、惣積合之荷物之代金江割付出金致候古来仕来之由ニ御座候

#### 4. 運賃合力

『難船』 1. 運賃合力 是を増運賃といふ 濡弁銀高江割増スなり

『争論』 当太物店行事所持之難船勘定名目次第に所謂運賃増 運賃合力の事也 と云者、振勘定 本合力の事也 の仕方建にして、本合力 振勘定の事也 にあらず、其運賃合力 増運賃のこと也 一派の趣意則

1. 荷打もなく船具の捨りもなく船破損も無之、只諸荷物之濡弁引のミ之時は、運賃増ニ致候事古来定法也

運賃合力 通唱増運賃と云是なり

『絵図』 荒日和ニ出逢風雨高浪ニテ荷物濡腐多分出来、船頭ヨリ弁銀償方出来不申分ハ運賃合力ト唱、五割方迄運賃増銀遣シ候

(下ケ札) 本文運賃増素合力ノ訳ハ、弁銀ノ多少時宜ニ応シー割ヨリ二・三・四・五割迄ヲ運賃合力ト唱、六割以上ヲ素合力建ト唱候、都テ勘定建ノ儀ハ古例ヲ以テ取斗候事

『資料』 運賃合力と申者、譬者運賃十貫目有之候船、荷打等致濡痛等有之候節、右運賃高江五割増迄ニ而相済候分者運賃合力と相唱勘定相立候由

以上によって判明するとおり、分散勘定とは、海難が破船に至った時、この場合は荷主・船主両損、船柏・残荷物の売払代金を積荷の元値段に依じて割り戻す方法である。

本合力とは、破船には至らなかつたが、船・船具の破損と荷打のあつた場合、その海損額と清算に要した諸掛りを、元値掛り即ち積荷の元値に応じて荷主に割り掛け合力させる方法である。

素合力とは、本合力で清算するには荷打も少なく、運賃合力にするには弁銀が多額になる場合、「無抛」、本合力同様の振勘定で合力させる方法である。

運賃合力とは、増運賃といわれたように、積荷運賃の増額であつて、この場合は荷打もなく、船具の捨りもなく、船の破損もなく、ただ積荷の濡痛みを弁償するのに、弁銀の多少は時宜に応じて1割から5割まで増運賃し合力させる方法である。

まず、それぞれの清算方法によつて処理された実例として、『資料』に収載された88件の事例を整理すると、表1～4のようになる。

## 2

表1 運賃合力

| 番号 | 年月日      | 船名       | 惣運賃高<br>(匁) | 割増<br>(%) | 増運賃高<br>(匁) | 弁銀諸掛高<br>(匁) | 差引船手損<br>(匁) |
|----|----------|----------|-------------|-----------|-------------|--------------|--------------|
| ①  | 8. 5. 15 | 富田屋 三五郎  | 15,102.94   | 50        | 7,551.47    | 8,284.97     | 733.50       |
| ②  | 6. 7     | 富田屋 与作   | 6,719.81    | 40        | 2,687.92    | 2,824.00     | 136.08       |
| ③  | 〃        | 富田屋 市郎平  | 10,919.40   | 35        | 3,821.79    | 4,735.95     | 914.16       |
| ④  | 〃        | 富田屋 松太夫  | 12,654.40   | 45        | 5,694.93    | 6,705.08     | 1,010.15     |
| ⑤  | 〃        | 大津屋 平五郎  | 11,736.36   | 41        | 4,811.90    | 5,317.70     | 505.80       |
| ⑥  | 6. 8     | 大津屋 伊右衛門 | 11,698.43   | 32        | 3,743.50    | 4,806.98     | 1,063.38     |
| ⑦  | 〃        | 小堀屋 力助   | 6,593.20    | 50        | 3,296.60    | 3,961.95     | 665.35       |
| ⑧  | 7. 1     | 富田屋 松造   | 11,733.21   | 35        | 4,106.62    | 5,235.90     | 1,129.29     |
| ⑨  | 8. 8     | 小堀屋 半九郎  | 6,671.88    | 45        | 3,002.35    | 3,782.05     | 779.70       |
| ⑩  | 8. 9     | 大津屋 八左衛門 | 5,802.00    | 50        | 2,901.00    | 4,405.05     | 1,504.05     |
| ⑪  | 8.20     | 小堀屋 吉作   | 7,751.77    | 50        | 3,875.88    | 4,573.13     | 697.25       |
| ⑫  | 8.18     | 富田屋 市十郎  | 12,504.92   | 50        | 6,252.46    | 7,544.50     | 1,292.04     |

(註) (1) 船名は廻船問屋号と船頭名である。

(2) 弁銀・諸掛高は、惣弁銀に問屋・手代・筆墨料・引荷・見分・勘定入用などの合計額。

(3) 惣運賃高×割増%＝増運賃高

表2 素 合 力

| 番号 | 年月日       | 船 名           | 惣元値<br>(匁) | 海損諸<br>掛り高<br>(匁) | 船手損<br>(匁) | 差引合力高<br>(匁) | 掛銀/<br>100匁 |
|----|-----------|---------------|------------|-------------------|------------|--------------|-------------|
| ①  | 7. 12. 26 | (柏)<br>柳屋兵右衛門 | 300,459.23 | 25,589.46         | 1,000      | 24,589.46    | 8.1842      |
| ②  | 8. 3. 12  | 大津屋孫右衛門       | 235,042.73 | 26,483.15         | 800        | 25,683.15    | 7.927       |
| ③  | "         | 柏屋源十郎         | 290,493.84 | 21,791.18         | 1,300      | 20,491.18    | 7.504       |
| ④  | "         | 小堀屋半十郎        | 312,358.43 | 17,868.16         | 1,500      | 16,368.16    | 5.24        |
| ⑤  | 6. 7      | 富田屋悦五郎        | 263,841.11 | 23,046.33         | 1,200      | 21,846.33    | 8.28        |
| ⑥  | 6. 20     | 大津屋市郎兵衛       | 229,108.83 | 19,827.70         | 1,000      | 18,827.70    | 8.219       |
| ⑦  | "         | 大津屋平四郎        | 216,517.45 | 13,319.88         | 1,000      | 12,319.88    | 5.69        |
| ⑧  | "         | 小堀屋半造         | 258,750.08 | 24,109.53         | 1,300      | 22,809.53    | 8.815       |
| ⑨  | "         | 大津屋亀九郎        | 68,007.64  | 6,496.60          | 500        | 5,996.60     | 8.818       |
| ⑩  | "         | 小堀屋半兵衛        | 275,551.98 | 16,658.03         | 1,200      | 15,458.03    | 5.61        |
| ⑪  | 7. 26     | 富田屋市藏         | 133,181.41 | 16,328.25         | 1,500      | 14,828.25    | 11.135      |
| ⑫  | 7. 25     | 富田屋市作         | 226,631.69 | 13,849.72         | 900        | 12,949.72    | 5.715       |
| ⑬  | 8. 26     | 大津屋亀太夫        | 246,287.40 | 16,591.76         | 1,100      | 15,491.76    | 6.292       |
| ⑭  | "         | 柏屋源作          | 157,270.59 | 11,693.27         | 700        | 10,993.27    | 6.99        |
| ⑮  | "         | 大津屋豊藏         | 237,325.89 | 25,460.10         | 1,000      | 24,460.10    | 10.303      |

(註) (1) 海損諸掛り高は、捨り荷・捨り道具代・軽微な作事料・為登賃・見分勘定入用・問屋料・手代料などの合計額。

(2) (海損諸掛り高－船手損)÷惣元値＝掛銀

表3 本 合 力

| 番号 | 年月日       | 船 名           | 惣元値<br>(匁)  | 船元<br>(匁) | 小計<br>(匁)   | 海損諸<br>掛り高<br>(匁) | 掛銀/<br>100匁 |
|----|-----------|---------------|-------------|-----------|-------------|-------------------|-------------|
| ①  | 7. 12. 12 | (大)<br>天津屋宗五郎 | 395,835.44  | 20        | 415,835.44  | 104,081.45        | 25.03       |
| ②  | 8. 4. 15  | 富田屋悦藏         | 410,703.28  | 15        | 425,703.28  | 175,052.676       | 40.269      |
| ③  | 5. 10     | 柏屋源藏          | 327,756.41  | 14        | 341,756.41  | 166,517.72        | 48.727      |
| ④  | 12. 24    | 大津屋市五郎        | 150,366.195 | 13        | 163,366.195 | 142,393.15        | 30.73       |
| ⑤  | 9. 1. 19  | 大津屋善四郎        | 304,987.57  | 15        | 319,987.57  | 26,170.31         | 8.179       |
| ⑥  | 5. 17     | 柏屋源介          | 446,867.27  | 20        | 466,867.27  | 248,972.67        | 53.328      |
| ⑦  | 6. 23     | 大津屋平四郎        | 266,523.965 | 10        | 276,523.965 | 86,264.07         | 30.979      |
| ⑧  | 8. 29     | 富田屋辰之助        | 339,493.32  | 13        | 352,493.32  | 28,857.78         | 8.187       |
| ⑨  | 11. 16    | 柏屋源十郎         | 486,941.83  | 20        | 506,941.83  | 212,001.08        | 41.816      |
| ⑩  | 11. 22    | 小堀屋力藏         | 363,506.84  | 20        | 383,506.84  | 116,735.14        | 30.444      |
| ⑪  | 12. 14    | 柏屋源左衛門        | 325,975.67  | 12        | 337,975.67  | 14,394.43         | 4.26        |

|   | 年月日     | 船名               | 惣元値<br>(匁) | 船元<br>(匁) | 小計<br>(匁)  | 海掛<br>損り<br>諸高<br>(匁) | 掛銀/<br>100匁 |
|---|---------|------------------|------------|-----------|------------|-----------------------|-------------|
| ⑫ | "       | 柏屋源太夫            | 296,048.81 | 15        | 311,048.81 | 4,128.63              | 1.337       |
| ⑬ | "       | 大津屋元介            | 296,751.92 | 15        | 311,751.92 | 8,921.03              | 2.862       |
| ⑭ | 12.16   | 小堀屋半兵衛           | 367,425.98 | 15        | 382,425.98 | 4,190.33              | 1.096       |
| ⑮ | "       | 富田屋市兵衛           | 288,003.46 | 12        | 300,003.46 | 3,539.43              | 1.18        |
| ⑯ | "       | 富田屋三五郎           | 298,440.32 | 15        | 313,440.32 | 4,014.43              | 1.281       |
| ⑰ | "       | 小堀屋民助            | 325,918.24 | 13        | 338,918.24 | 4,639.43              | 1.369       |
| ⑱ | "       | 大津屋平五郎           | 285,255.29 | 15        | 300,255.29 | 3,539.43              |             |
| ⑲ | "       | 大津屋政右衛門          | 262,944.92 | 13        | 275,944.92 | 5,689.43              | 2.062       |
| ⑳ | 10.1.28 | 大津屋豊藏            | 335,189.79 | 30        | 365,189.79 | 78,237.17             | 21.424      |
| ㉑ | 2.8     | 富田屋松次            | 315,578.60 | 24        | 339,578.60 | 34,422.65             | 10.137      |
| ㉒ | 2.      | 富田屋悦十郎           | 376,556.95 | 30        | 406,556.95 | 224,630.50            | 55.252      |
| ㉓ | 2.19    | 大津屋為右衛門          | 292,983.79 | 12        | 304,983.79 | 131,909.82            | 43.252      |
| ㉔ | 3.15    | 富田屋亀藏            | 277,928.15 | 12        | 289,928.15 | 8,400.35              | 2.898       |
| ㉕ | 壬6.5    | 柏屋藤吉             | 307,019.62 | 25        | 332,019.62 | 30,400.89             | 9.157       |
| ㉖ | 壬6.15   | 日野屋彦五郎           | 336,467.08 | 15        | 351,467.08 | 162,974.09            | 46.668      |
| ㉗ | 7.9     | 柏屋源左衛門           | 401,408.44 | 25        | 426,408.44 | 165,807.56            | 38.885      |
| ㉘ | 7.晦     | 小堀屋半造            | 308,086.76 | 30        | 338,086.76 | 14,254.10             | 4.216       |
| ㉙ | 8.8     | 大津屋善介            | 347,067.45 | 15        | 362,067.45 | 172,490.06            | 47.64       |
| ㉚ | 8.18    | 富田屋悦五郎           | 252,241.68 | 25        | 277,241.68 | 15,590.40             | 5.624       |
| ㉛ | 9.19    | 大津屋政右衛門          | 283,576.96 | 20        | 303,576.96 | 24,104.62             | 7.92        |
| ㉜ | 10.14   | 富田屋松造            | 309,325.57 | 30        | 339,325.57 | 24,584.31             | 7.245       |
| ㉝ | 10.23   | 日野屋音五郎           | 236,181.41 | 20        | 256,181.41 | 11,524.70             | 4.499       |
| ㉞ | 12.13   | 大津屋亀八            | 206,460.89 | 20        | 226,460.89 | 14,164.70             | 6.255       |
| ㉟ | 12.9    | 小堀屋作五郎           | 292,945.31 | 20        | 312,945.31 | 19,028.67             | 6.81        |
| ㊱ | 11.2.27 | 富田屋松之助           | 309,238.57 | 25        | 334,238.57 | 198,282.78            | 59.324      |
| ㊲ | 3.23    | 富田屋市郎平           | 238,090.42 | 20        | 258,090.42 | 36,424.80             | 14.113      |
| ㊳ | 4.11    | 大津屋八左衛門<br>代船龜太夫 | 209,349.41 | 20        | 229,349.41 | 24,012.48             | 10.47       |
| ㊴ | 4.26    | 富田屋市造            | 313,896.05 | 20        | 333,896.05 | 152,142.78            | 45.566      |
| ㊵ | 11.24   | 大津屋惣五郎           | 236,142.22 | 25        | 261,142.22 | 8,859.32              | 3.393       |
| ㊶ | "       | 富田屋増次郎           | 320,436.50 | 20        | 340,436.50 | 16,358.97             | 4.804       |
| ㊷ | "       | 富田屋市十郎           | 278,473.72 | 24        | 302,473.72 | 6,580.02              | 2.176       |
| ㊸ | 11.25   | 柏屋半左衛門           | 256,192.33 | 25        | 281,192.33 | 7,085.07              | 2.52        |
| ㊹ | "       | 柏屋藤吉             | 255,498.67 | 20        | 275,498.67 | 6,961.67              | 2.527       |
| ㊺ | 11.     | 柏屋源太夫            | 252,834.39 | 20        | 272,834.39 | 8,100.07              | 2.968       |
| ㊻ | "       | 日野屋市郎兵衛          | 293,457.20 | 20        | 313,457.20 | 18,081.17             | 5.8         |
| ㊼ | 11.24   | 大津屋宗五郎           | 236,142.22 | 25        | 261,142.22 | 8,859.32              | 3.393       |
| ㊽ | 11.25   | 日野屋富五郎           | 234,686.78 | 20        | 254,686.78 | 9,341.57              | 3.668       |

| 番号 | 年月日     | 船（頭）名   | 惣元値<br>（匁） | 船元<br>（匁） | 小計<br>（匁）  | 海損諸<br>掛り高<br>（匁） | 掛銀/<br>100匁 |
|----|---------|---------|------------|-----------|------------|-------------------|-------------|
| ④  | 〃       | 柏屋長左衛門  | 264,683.91 | 20        | 284,683.91 | 19,913.17         | 6.995       |
| ⑤  | 12.7    | 富田屋悦右衛門 | 285,596.13 | 15        | 300,596.13 | 111,831.24        | 37.203      |
| ⑥  | 12.2.22 | 大津屋富太夫  | 248,059.44 | 20        | 268,059.44 | 34,127.75         | 12.734      |
| ⑦  | 2.26    | 富田屋悦藏   | 312,502.34 | 20        | 332,502.34 | 27,073.16         | 8.142       |
| ⑧  | 6.14    | 富田屋力藏   | 240,812.28 | 20        | 260,812.28 | 7,126.10          | 2.732       |
| ⑨  | 〃       | 富田屋新助   | 320,760.40 | 20        | 340,760.40 | 12,418.40         | 3.602       |
| ⑩  | 7.3     | 富田屋松次   | 267,350.82 | 20        | 287,350.82 | 25,309.26         | 8.808       |
| ⑪  | 7.      | 富田屋松造   | 352,909.67 | 25        | 377,909.67 | 129,993.98        | 34.398      |

（註）(1) ①と④の大津屋宗五郎船は同船と考えられる。

(2) 海損諸掛り高÷(惣元値+船元)=掛銀

表4 分散勘定

| 番号 | 年月日     | 船名     | 惣元値・<br>船元計<br>（匁） | (A)<br>売荷船粕計<br>（匁） | (B)<br>諸掛計<br>（匁） | (A-B)<br>残銀<br>（匁） | 取銀/<br>100匁 |
|----|---------|--------|--------------------|---------------------|-------------------|--------------------|-------------|
| ①  | 9.10.27 | 富田屋市作  | 390,986.95         | 319,709.66          | 51,499.07         | 268,210.58         | 68.598      |
| ②  | 10.3.8  | 富田屋弘太夫 | 572,450.06         | 116,193.48          | 48,174.81         | 68,018.67          | 11.882      |
| ③  | 6.3     | 大津屋平四郎 | 429,820.30         | 52,376.97           | 52,196.33         | 180.64             | 箱金ニ<br>取置   |
| ④  | 6.14    | 富田屋増治郎 | 409,620.29         | 104,536.81          | 49,128.44         | 55,408.37          | 13.526      |
| ⑤  | 6.23    | 大津屋市太郎 | 336,937.96         | 233,965.50          | 88,369.82         | 145,595.68         | 43.21       |

3

『資料』第17巻収載の海損清算事例88件は、文政7年より同12年にいたる間のものである。さきに岩橋勝氏は、「文政期菱垣廻船の海損清算」論稿<sup>4)</sup>において、運賃合力・素合力・本合力それぞれの記載例を掲げ、さらに運賃合力12例中の4例、素合力15例中の5例、本合力56例中の18例を表にまとめ、海難処理機構、海損清算の適用基準、荷主・船手の実質的海損負担などについて明解・適確な分析を展開している。

菱垣廻船関係者にとって文政期とは、文化期の十組問屋頭取杉本茂十郎による三橋会所・伊勢町米会所の設立をはじめとする一連の菱垣廻船復興の諸策が

4) 宮本又次編『商品流通の史的研究』所載（ミネルヴァ書房）

みのらず、文政8年には所属廻船わずかに27艘という状況に追いこまれた。折しも幕府の異国船打払令の発令に、船方は日本沿岸に出没する外国捕鯨船との逢遇を避けることを命じられ、沿岸警備の緊張のたかまる中で、勢力挽回のために、紀州藩からの廻船30艘の借用、さらには所属廻船には同藩から借用の天目船印を建てることとし、これに関連して海難事務処理の迅速化をはかり、海損負担をめぐる十組仲間中での新古両組の対立、樽廻船への洩積その他の諸問題を整理して、過積みの抑制、運賃銀の適正化などの運営の合理化をはかった時期である。

『資料』の事例は、文化期・文政期前半のものを欠くので適当な資料とはいえないが、まず素合力勘定事例を示し、運賃合力との適用基準の違いを検討しよう。ともかく、表2に掲げた15例中から、掛銀の最も少ないものと最も多いものの2例掲げると次のとおりである。

#### 事例1

##### 雇船小堀屋半十郎船素合力

1. 312貫158匁4分3厘 惣元直
- 内
1. 7貫997匁5分2厘 惣弁銀
  1. 7貫655匁9分6厘 品川瀬取 茶船捨り荷物代
  1. 165匁1分8厘 江戸遣ヒ
  1. 480匁 品川荷改臨時入用
  1. 899匁 度々寄合見分引荷入元直下調再改
  1. 400匁 勘定入用
  1. 120匁 問屋入用
  1. 150匁 手代入用
- ✂ 17貫868匁1分6厘
- 内
1. 1貫500匁 船手損

引ノ16貫368匁1分6厘

元100匁ニ付5匁2分4厘掛り

右之通勘定申付候已上

酉 3月12日

極 印 元

両 行 事

（『資料』54丁）

事例2

富田屋市蔵船素合力

1. 133貫181匁4分1厘 惣元直

ノ

1. 12貫243匁5厘 惣弁銀

1. 2貫723匁3分 捨り道具作事トモ別紙願書之通

1. 162匁9分 江戸遣ヒ

1. 99匁 金55両 6, 7, 2ヶ月利子

1. 45匁 濡荷入置候蔵敷

1. 485匁 見分入用下調トモ

1. 300匁 勘定入用二ツ割市作共

1. 120匁 問屋料

1. 150匁 手代料

ノ 16貫328匁2分5厘

内 1貫500匁 船手損

引ノ14貫828匁2分5厘

元100匁ニ付11匁1分3厘5毛懸り

右之通り勘定申付候以上

酉 7月26日

極 印 元

## 両行事

〔資料〕73丁

事例1は捨り荷物代、事例2は捨り道具作事代が計上されているから、素合力の「少々の荷打分有之候節」に当たるし、運賃合力の「荷打もなく船具の捨りもなく船破損も無之」には当たらないので、当然素合力清算法が適用された場合である。2事例では実際の内容が不明であるが、問題は運賃銀の高低差のある荷物合載の場合である。『争論』の中でも運賃の安い荷物の例をあげて、その懸念が述べられている。

<sup>アルヒト</sup>  
或 問テ曰

<sup>サバカリ</sup>些計の荷物<sup>タトヘ</sup>仮令<sup>タトヘ</sup>壱箇ニ而も元直捨りを弁銀致候事故、振勘定同様元直懸り素合力ニ致候義一条理分者相分り候得共、捨り荷も無之船々只濡弁引銀のミニ而四割五割抔と、増長致候義如何

答テ云

運賃の安キ荷物者元直も下直なり、其元直の下直なる荷品者濡て後一切役に不立品々多分也、其一二をいふへし

先小間物の品々は数もかきらぬ内の一二をいへば、持遊び人形並に細工物、<sup>ヨシナ</sup>女子<sup>ツムリ</sup>との頭道具、金銀いろ紙細工もの、糸細工物、奈良うちわ、更紗团扇やあふぎ類、ぬれての後は<sup>フリアツク</sup>塵芥<sup>フリアツク</sup>役界物ても夫々に元直運賃払ハねば済ぬ渡世の習<sup>トテ</sup>ひ<sup>トテ</sup>逆、少しは役に立ふ軟とおもひを包し、小風呂敷染の更紗も、はげあたまかいたる汗をぬくハン逆、折角仕入た汗手拭ひひろげて見れば、雑巾の役ニもたゝぬよまひごと

譬者青蕤拾束ニ付運賃拾壱匁也

青蕤トハ琉球ノ事、壱束拾枚入、拾束ハ百枚也

上中下上方元直ト江戸売前其有増

なかのや 一枚 元直式匁位 江戸売前式匁壱分位

ときわや 一枚 同 壱匁<sup>(マ)</sup>九分 江戸同 壱匁九分位

七越や 一枚 同 壱匁六七分 江戸同 壱匁八分位

司屋 一枚 同 壱匁四五分 江戸同 壱匁六七分  
 万代 一枚 同 壱匁三四分 江戸同 壱匁五六分  
 豊嶋屋 一枚 元直壱匁壱式三分 江戸同 壱匁三五分

右品濡而直ニ色変ル也、仮令銘々買取ニしても一枚入用の時、壱匁三分ノ品を是は如此しミあれば七分ニ可負、或は六分ニまけよふト云とも、差当り高が鳥目百文内外、殊ニ一枚用之時しミがあつても濟事ならば、古ごぎニ而も可済を態々琉球一枚ヲ求めんとする時、などて可下直也迎しミの有を買とるべき哉、是等の意味合を能々わいたため給ふへし

然者

青蔴拾束百枚ニ付元直三拾匁也、其上江運賃ヲ加テ江戸着百四拾壱匁也  
 此品水濡だに右ニ述る如ク相手なし、況哉塩ぬれにおゐてをや、誠に捌キかたニ困ること汲及ぼし給ふへし、又濡弁引銀の多分なるもおもやり給ふべし  
 青蔴だに斯の如し、況や前条小間もの雛人形杯おもひやりたまへかし

以上、『争論』でなされた一連の質疑応答の中では本意が判断としない。別の示談書<sup>5)</sup>によると、

「船々運賃合力勘定之儀者明和元申年中多者相始り候哉ニ古帳面ニ扣有之候、其節合力勘定運賃之高江三割半六割七割八割乃至一倍増杯与申合力方追々留メ帳ニ有之候得共、元直銀安之品々運賃江八九割倍増杯与申合力ニ相成候而者、割合不相当諸色捌方差支可申哉、然上者自然元直銀安之品々運賃合力を迷惑ニ被致、樽廻船江洩積等可致人氣ニ成行可申哉ニ而、其後五割増余者運賃合力ニ不致候仕法ニ相定有之、且元直高金之品々素合力等ニ相成候而者元直ニ相掛ケ船手江合力遣シ候儀ニ寄、是以御迷惑之筋ニも相当り候得共、往古より嵩高二無之候而も貫目重モニ而高金之品々、又者荷高二候而も貫目少く元直下直之品々積合来候者、何れも貫目石数見積り之割合ノ位相立運賃法相定候義ニ可有之哉、既ニ本合力運賃合力勘定之儀も廉直ニ勘定相立候上者、右運賃割合

5) 『菱垣廻船享保手続示談書』『統海事史料叢書』第4巻、464～466ページ。

同様之訳ニ可有之、積合者相互ニ好身を尽し正路ニ取締致し度事ニ候」

とあり、弁銀高の多い場合は、元値安運賃安、元値高運賃高、貫目重元値高、貫目少元値安いずれの積荷でも利害得失を問うなれば利得はなく、害失のみが残る。したがって、素合力勘定の適用基準は、「海損の質にではなく、量にあった」<sup>6)</sup>との岩橋氏の指摘は妥当なものと考えられる。

つぎに、本合力勘定の事例を示そう。『資料』収載 88 件の事例の大半は本合力勘定で、とくに文政 8 年12月以降は本合力53件、分散勘定 5 件で、運賃合力・素合力は 1 件もない。何はともあれ、表 4 を一覽して判明するように、最も掛銀の多い事例<sup>6)</sup>富田屋松之助船の記載例を示そう。

### 事例 3

#### 富田屋松之助船本合力

1. 309貫238匁 5分 7厘 惣元直
1. 25貫匁 船元
- メ 334貫238匁 5分 7厘
1. 154貫044匁 9分 6厘 捨り荷物売代
1. 16貫245匁 6分 浦遣金並ニ買入代
1. 5貫040匁 右利足
1. 12貫940匁 元船作事料
1. 730匁 2分 江戸遣ヒ
1. 385匁 品川荷役之節臨時入用
1. 600匁 元船為登賃
1. 1貫500匁 箱金
1. 1貫200匁 元直改勘定入用
1. 13貫 元船へ合力
1. 920匁 見分之節荷合下調伊勢太払
1. 180匁 取欠

6) 前掲、岩橋氏「文政期菱垣廻船の海損清算」

1. 480匁 問屋名代料共  
 1. 216匁 大阪仕出し金利息

ノ202貫981匁7分6厘

内

1. 4貫698匁9分8厘 売荷代

引ノ198貫282匁7分8厘

元100匁ニ付 59匁3分2厘4毛懸り

右之通り勘定申付候 以上

子 2月27日

極 印 元

兩 行 事

〔資料〕138丁）

前掲の素合力記載例と比較して判明する点は、素合力では掛り銀割歩の分母になる元直には惣元直のみをあげていること。海損項目にはまず惣弁銀をあげ、捨り荷・捨り道具・作事料をあげているが比較的少額であること。定額化された勘定入用・問屋料・手代料が本合力勘定よりも少額であること。船手損を海損・諸掛り合計額から先に差し引いて、これを惣元直で割り、掛り銀を算出していること。

これに対して本合力では、惣元直に船元を加算し分母としていること。海損として最初にあげられるのはおおむね捨り荷代、捨り道具代・作事代などであること。箱金、元船へ合力代があげられていること。船手負担は項目としてはあげられていないこと。などがある。

すなわち、素合力は、本合力にするには荷打も少なく、運賃合力にするには弁銀も多く多少の船・船具の損傷のあった場合であり、本合力は、荷打(捨り荷)・船・船具の損傷があった場合であることで区別できる。

筆者はさきに、拙稿「樽廻船輸送の海損分担」<sup>7)</sup>において、本合力の適用に

ついて、「そうして比較的軽い海損の場合に適用されたものであったらと推察される」としたが、少なくとも菱垣廻船の場合には、「比較的軽い海損」とするのは誤りである。前掲の『争論』に、「然共振勘定よりは事軽キゆへに是ヲ素合力と云也、名目はかわれ共仕方建は矢張同様也、唯本合力と素合力とは軽イト重トの差別のミ也」とあるとおり、素合力は比較的軽く、本合力は比較的重い海損の場合であったといわなければならないが、文政9年以降はこの適用基準に変化があったといわなければならない。

ところで、本合力清算方法の適用について岩橋氏の論稿には重要な指摘がなされている。即ち、「一見、本合力は無基準に適用されたように見える。しかしやはり一定の基準はあったと思われる。何となれば、運賃合力・素合力とともに文政八年九月以降、まったく勘定が行われなくなり、合力勘定はすべて本合力に流一されたと推察されるからである。」、 「さらに、文政九年の二件の本合力勘定で、ともに海損分担率八%となっているものの間屋料・手代料が、素合力における場合の銀一二〇匁、一五〇匁となっている。この事実は、文政八年末に合力勘定仕法が改定され、その実施の過渡的段階を示すものと思われる。」という点である。このことは、前掲の表1～4を通覧して判明するとおり、文政8年には運賃合力12件、素合力14件、本合力は僅かに3件の計29件で、8月以降に掲げられているのは本合力1件。運賃合力・素合力の事例は全くない。さらに、9年には本合力15件・分散勘定1件。10年には本合力16件・分散勘定4件。11年は本合力15件と件数そのものも減少していることに気付くであろう。このことは、航海の安全をはかるとともに、海難処理の迅速化や運営の合理化を内容とする勢力挽回策が効を奏した結果とみなければならないが、注意すべきは、本合力なれば間屋料180匁・手代料300匁であるべきところを、表3一⑥1月19日大津屋善四郎船と⑧8月29日富田屋辰之助船の勘定では間屋料120匁・手代料150匁と素合力の場合の銀額が記されている。それがどうした理由であったか、単なる誤りか、間屋料・手代料の改定が徹底していなか

7) 魚澄先生古稀記念『国史学論叢』所載。

ったかを明らかにしえないが、若し、海損・諸掛り高の合計額が10貫以上30貫未満の額であった場合には、素合力適用に当たるとの旧来からの判断によるものであったとすれば⑩の12月14日柏屋源左衛門の場合にも、前二者同様であってしかるべきではなかったかとも考えられる。また、本来この問屋料・手代料などの改定は文化7年におこなわれたもので、享和元年『船手新古退進談』<sup>8)</sup>によれば、「いせ太寄合之 セツ三問屋手代不残出勤いたし候うち、右宿持の分下夕地ハ手前々々の当り前膳部のうちの羹<sup>あつ</sup>もの等多少宿所へおくり候事おひおひ多分に相成、近頃ハ手代中の宿元へ送るへき手当丈ケ膳部別段に誂へ置、程能時分手に手に送り遣し候容に成行候、如斯増長に及び、自然と入用多分ニ相成候道理」といわれているように、三橋会所の設立・新法改正によって勘定寄合に参会者が多人数になり、伊勢屋太兵衛からの席料増額願<sup>い</sup><sup>9)</sup>もあって、勘定・改入用のみならず問屋・手代料も増額改定されたものであるが、文政2年三橋会所廃止後も改定額は据置き継続して支出されたもので、事例3の富田屋松之助の場合には、問屋名代料<sup>(マ)</sup>480匁と合計額で記されているけれども同額であったことがしれる。

また、表3の⑫～⑬に注意すれば、これらの海損諸掛り欄に計上された銀額は、表1の運賃合力の弁銀諸掛高に類似する銀額であるが、問屋・手代料はすべて180匁・300匁と掲上されている。それよりも、文政8年8月以前ならば運賃合力が適用されたのではなかろうかと推察される件々が、8年には5月・6月・7月・8月に散らばっているのに9年にはそのような散らばりがなく、12月という同時期に運賃合力に当るもののみが一括して計上されていることは不自然である。

また普通清算勘定は海難発生後3・4か月から半年後におこなわれたと理解されているが、後に紹介するように、表4一⑯・事例3にあげた富田屋松之助船の場合は、年月は少しさがるので多少無理があるが、海難発生は文政10年12

8) 『続海事史料叢書』第3巻，207ページ。

9) 『資料』17—48丁。

月4日、浦証文作成日付は12月27日、それから2か月後の翌11年2月28日に清算勘定がおこなわれているので海難・清算処理の期間は短縮されている。このように可及的すみやかに処理されるようになりつつあったと考えるなれば、㊸～㊹の場合の一時期に集中している不自然さは、むしろ年度末に一括して意図的に清算勘定を実施したと考えられるのではなからうか。

以上の諸点から、合力勘定仕方の改定は、文政8年末ではなくて、九年当初に改定され運賃合力・素合力とも本合力に統一され実施されたと推定する方が妥当なように考えられる。

ともあれ、『資料』の事例の実際の実験の海難程度を知る史料は得がたい。幸いに最近得られた、事例3 富田屋松之助船関係の原史料を紹介し、この稿を終ることとする。

大阪富田屋三郎左衛門船・沖船頭松之助乗組み17人の難船取扱い記録、浦証文類が『尾鷲組大庄屋記録』として尾鷲市立図書館に所蔵されている。

まず、同船の出帆から逢難、瀬元引受浦尾鷲に入津するまでの状況を簡単に要約すると、

11月3日 大阪川口出帆

16日 紀州九木浦へ入津、18日迄滞船

19日 同浦出帆、東北風で乗戻り二木島浦へ入津、25日迄滞船。

26日 同浦出帆、夕刻勢州礫浦<sup>(マ)</sup>へ入津。

27日 同浦出帆送風にて乗戻り、礫浦に再入津、晦日迄滞船。

12月1日 同浦出帆、志州大王崎で西風、遠州遠江灘、横須賀沖まで進み夕暮。夜五つ時頃御前崎より5、6里の駿河渡りで北東風に吹変り、登りに乗戻り御前崎で西風にせらへ帆を下げて風をすかして、同所で夜明け。

2日 五つ時頃、北東風に吹変り、乗戻り遠州掛須賀沖で日暮。同夜九つ時、三州大山沖迄乗戻り、戌亥風に吹変り、身綱1房切れ、帆を

吹破られ、荷寄り、高浪船中へ打込。凌ぎ難く糧米・薪・水主手道具刎捨。風波相まし沈船の危険せまり、乗組一同髪を切り払い、積荷刎捨、塗を汲捨て懸命の働き。志州安乗湊14.5里沖合で夜明け。

3日 風波少々やわらぐも戌亥風で乗戻り、紀州那智勝浦14.5里沖合で夜明け

4日 二木嶋沖まで乗下り、五つ時南風になり、沖合で漂流

5日 東風に吹変わり、申刻尾鷲浦に入津。船宿同道にて大庄屋役所・式分口役所に届出。

17日 大阪より浦改人参着。

浦証文日付、文政十亥年極月廿八日

大阪出帆から1か月余りの間、順風に下れば5日間で乗切れる182里の行程を、風にめぐまれずで難行苦行の航海であったようである。

積荷の状態は、

御屋敷御荷物之分

協坂中務太輔様御屋敷入

1 御米32俵 元積入高 内17俵 有り少々濡痛有  
残15俵 海中捨り

船越左門様御屋敷入

1 御米 1俵

右同断

1 同餅米 19俵 内御米18俵 有り少々濡痛

右同断

1 小蕪包 2つ 有り

〆22品元積入高 小蕪包 2つ 右同断

残 2俵 海中捨り

蒔田栄之助様御屋敷入

1 畳表 7箇

右同断

1 七嶋表 5箇 内9品 有り但少々濡痛有

- 右同断  
1 三斗樽 1樽 残9品 海中捨り
- 右同断  
1 小樽 5つ  
ノ 18品 元積入高
- 伊達紀伊守様御屋敷入  
1 蕨包 5箇 元積入高之俣
- 山口但馬守様御屋敷入  
1 小蕨包 1箇 右同断
- 水戸様御屋敷入  
1 蕨包小樽 1拼 右同断
- 渡辺越中守様御屋敷入  
1 小桶式つ入 1拼  
内壺斗樽 1つ有り
- 右同断  
1 壺斗樽 1つ 残壺つ海中捨り  
ノ 2品
- 松平上総助様御屋敷入  
1 洪紙包箱 1つ 元積入高之俣
- 小野貢助様御屋敷入  
1 蕨包式つ入 1箇
- 右同断  
1 居風呂桶 1つ  
ノ 2品 元積入高之俣
- 井上備後守様御屋敷入  
1 蕨包牡丹 1箇 元積入高海中捨り
- 岸本武太夫様御屋敷入  
1 紙包 2つ 元積高之俣有り
- 内藤隼人様御屋敷入  
1 蕨包 1箇 右同断有り
- 大村庄藏様御屋敷入  
1 蕨包 1箇 元積入高之俣有り
- 神保儀三郎様御屋敷入  
1 蕨包 1箇 右同断有り
- 内藤備後守様御屋敷入  
1 33箇御 荷物品々元積入高 内31箇有但少々濡痛損有り

残 2 箇 海中捨り

松平肥前守様御屋敷入  
1 角七里ん 1 箇

右同断  
1 丸七里ん 1 箇

右同断  
1 蕨包 2 箇

松平肥前守様御屋敷入  
1 櫃 1 箇

右同断  
1 葛籠 1 箇

右同断  
1 七嶋包 1 箇

右同断  
1 蕨包 1 箇

× 8 品 元積入高 内 7 品 有り但少々濡痛有  
残 1 品 海中捨り

高野山旅宿入  
1 七嶋包 1 箇 元積入高 海中捨り

堀田豊前守様御屋敷入  
1 長持 26 棹

右同断  
1 箆笥 16 棹

右同断  
1 四斗樽 9 つ

右同断  
1 箇物 28 箇

右同断  
1 中樽 1 つ

右同断  
1 長樽 1 つ

右同断  
1 小桶 2 つ

右同断  
1 鍋釜入 8 拼 内78品有り但大痛濡有り

残13品 海中捨り

ノ91品 元積入高

三好捨三郎様御屋敷入  
1 御米 20俵

右同断  
1 蕨包物入 1個 内13品 有り

残8品 海中捨り

ノ21品 元積入高

生駒大内蔵様御屋敷入  
1 蕨包小桶 1つ 元積入高之俵有り

小川平八郎様御屋敷入  
1 蕨包小桶 1つ 右同断有り

松平甲斐守様御屋敷入  
1 蕨包小桶 2つ 右同断有り

大蔵八左衛門様御屋敷入  
1 小桶 1 右同断有り

稲葉辰次郎様御屋敷入  
1 小桶 1 右同断有り

永井飛驒守様御屋敷入  
1 中箱 1 右同断有り

右御内竹内庄助様入  
1 蕨包 2箇 右同断有り

水野甚五左衛門様御屋敷入  
1 菰包 1 右同断有り

本多作左衛門様御内中村宇内様入  
1 蕨包籠 1 右同断有り

御屋敷御帳面不知  
1 山印御米 2俵 有り 大三出

右同断  
1 同印小桶 1つ 海中捨り 同

右同断  
1 傘墨箱入 1 有り 同

右同断  
1 小桶 1つ 海中捨り 同

商人荷物之訳左之通

御手形物

- 1 錫 4 筒
- 1 鉛 1 筒

元積入高之俣有り

- 1 緑綿大入篠巻 420本 内 152本 無事有り  
小入 元積入高 55本 濡痛ミ有り  
 残 216本 海中捨り
- 1 油 410樽 元積入高之俣 内 378樽 無事有り  
 32樽 濡痛ミ有り
- 1 生臘 150筒 右同断 109筒 無事有り  
 41筒 濡痛ミ有り
- 1 青苳 1559束 元積入高 内1278束 無事有る  
 147束 ぬれ有り  
 残 134束 海中捨り
- 1 塵表上敷 397筒 元積入高 内 178筒 無事有り  
 45筒 ぬれ物有り  
 残 174筒 海中捨り
- 1 縁布 4 筒 元積入高之俣有り
- 1 鉄釘 32筒 右同断 有り
- 1 鋼 7 筒 右同断 有り
- 1 ちり紙 25筒 元積入高 20筒 無事有り  
 3 筒 濡痛有り  
 残 2 筒 海中捨り
- 1 紙荷 18筒 元積入高 内 7 筒 無事有り  
 1 筒 ぬれ有り  
 残 10筒 海中捨り

|   |      |      |          |   |      |       |
|---|------|------|----------|---|------|-------|
| 1 | 嶋木綿  | 58箇  | 元積入高     | 内 | 19箇  | 無事有り  |
|   | 板    |      |          |   | 7箇   | 濡痛ミ有り |
|   |      |      |          | 残 | 32箇  | 海中捨り  |
| 1 | 菓種物  | 31箇  | 元積入高     | 内 | 17箇  | 無事有り  |
|   |      |      |          |   | 6箇   | 濡痛ミ有り |
|   |      |      |          | 残 | 8箇   | 海中捨り  |
| 1 | 塗物   | 19櫃  | 元積入高俣    | 内 | 13櫃  | 無事有り  |
|   |      |      |          |   | 6櫃   | ぬれ痛有り |
| 1 | 線香   | 10櫃  | 右同断      | 内 | 7櫃   | 無事有り  |
|   |      |      |          |   | 3櫃   | ぬれ痛有り |
| 1 | 梅花   | 10樽  | 元積入高俣    | 内 | 8樽   | 無事有り  |
|   |      |      |          |   | 3樽   | ぬれ痛有り |
| 1 | 大蜜   | 16樽  | 元積入高     | 内 | 12樽  | 無事有り  |
|   | 小蜜   |      |          |   | 3樽   | ぬれ痛有り |
|   |      |      |          | 残 | 1樽   | 海中捨り  |
| 1 | 針    | 1箇   | 元積入高之俣有り |   |      |       |
| 1 | 鉛丹   | 1箇   | 右同断有り    |   |      |       |
| 1 | はりかね | 4箇   | 右同断有り    |   |      |       |
| 1 | 打物   | 1箇   | 右同断有り    |   |      |       |
| 1 | かな物類 | 3箇   | 元積入高     | 内 | 2箇   | 無事有り  |
|   |      |      |          | 残 | 1箇   | 海中捨り  |
| 1 | 京物小椀 | 297箇 | 元積入高     | 内 | 239箇 | 無事有り  |
|   | 小瀬戸  |      |          |   | 49箇  | 濡痛損有り |
|   |      |      |          | 残 | 9箇   | 海中捨り  |
| 1 | 焼物籠  | 39籠  | 元積入高     | 内 | 32籠  | 無事有り  |
|   |      |      |          |   | 6籠   | ぬれ損有り |
|   |      |      |          | 残 | 1籠   | 海中捨り  |

|   |       |                     |          |   |      |       |
|---|-------|---------------------|----------|---|------|-------|
| 1 | 傘     | 54籠                 | 元積入高之俣   | 内 | 42籠  | 無事有り  |
|   |       |                     |          |   | 12籠  | ぬれ痛有り |
| 1 | わらび縄  | 12箇                 | 元積入高     | 内 | 4箇   | 無事有り  |
|   |       |                     |          | 残 | 8箇   | 海中捨り  |
| 1 | 鯨ひれ   | 6拵                  | 元積入高之俣有り |   |      |       |
| 1 | 櫓木    | 50挺                 | 元積入高     | 内 | 44挺  | 無事有り  |
|   |       |                     |          | 残 | 6挺   | 海中捨り  |
| 1 | 腕木    | <sup>(マ)</sup> 103挺 | 元積入高     | 内 | 123挺 | 無事有り  |
|   |       |                     |          | 残 | 7挺   | 海中捨り  |
| 1 | 雪踏    | 14箇                 | 元積入高     | 内 | 5箇   | 無事有り  |
|   |       |                     |          |   | 1箇   | ぬれ痛有り |
|   |       |                     |          | 残 | 8箇   | 海中捨り  |
| 1 | 拾ひ集荷物 | 252箇                | 元積入高     | 内 | 81箇  | 無事有り  |
|   |       |                     |          |   | 38箇  | ぬれ痛有り |
|   |       |                     |          | 残 | 133箇 | 海中捨り  |
| 1 | 言伝物荷物 | 29箇                 | 元積入高     | 内 | 27箇  | 無事有り  |
|   |       |                     |          | 残 | 2品   | 海中捨り  |

商人荷物

|   |    |       |  |    |       |      |
|---|----|-------|--|----|-------|------|
| 1 | 惣合 | 4065品 |  | 内  | 2859品 | 無事有り |
|   |    |       |  |    | 454箇  | 濡痛有り |
|   |    |       |  | 小以 | 3313品 | 改再積入 |
|   |    |       |  | 外ニ | 752箇  | 海中捨り |

船具損失并ニ海中捨りニ相成候筋被申出候処左之通

|   |         |       |            |
|---|---------|-------|------------|
| 1 | 帆       | 2タはかい | 大破シ用立不申候   |
| 1 | てんま     | 1艘    | 荷寄り致候節海中捨り |
| 1 | 同込おろし道具 | 不残    |            |
| 1 | 碇       | 2頭    | 海中捨り       |

- 1 細綱 1房 右同断
- 1 引綱 2房 右同断
- 1 桧綱 2房 右同断
- 1 くり込綱 2房 右同断
- 1 笞 400枚 右同断
- 1 筵 60枚 右同断
- 1 荷からみ不残 右同断
- 1 やごし建 右同断
- 1 帆棟 右同断
- 1 遣ひ水棹 右同断
- 1 やごし竹不残 右同断
- 1 かつとり 右同断
- 1 粮米 8石 右同断
- 1 薪 60抱 右同断

右海中捨りニ相成候船具粮米薪等当湊并ニ近浦々ニテ買入又ハ類船ノ被借請候段被申出候

1 金3歩2朱也 大阪江註進飛脚賃銀被差出候

1 金38両也 浦役金

小以金38両3歩2朱 右被差出請取申候

右は極月二日沖合ニ而逢風波之難、上積物被刎捨、同五日当浦江入津候ニ付、荷主代積問屋代被罷越、我々立合残荷物船具海失相改候所、書面之通相違無之候、海上之儀は不存候得共、口上書之趣を以、浦証文依而如件

文政十亥年極月廿八日

(署名・奥書・宛名省略)

以上

## （後 記）

尾鷲市立図書館所蔵『尾鷲組大庄屋記録』および『須賀利浦方文書』は、前尾鷲市立中央公民館長伊藤良氏によって整理され、目録が作成されている。文政期大阪菱垣廻船海難関係文書には他に、

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 文政3年  | 日野屋九兵衛船          |
| 文政5年  | 銚屋九兵衛船諸入用帖       |
| 文政9年  | 大津屋平四郎船          |
| 同     | 富田屋三郎右衛門船須賀利浦へ入津 |
| 同     | 大津屋船人足賃払帳        |
| 同 10年 | 富田屋松之助船諸入用帳      |

などがある。

なお、文書探訪は、昭和58年度文部省科学研究費補助金一般研究(A)「紀伊半島の文化史的研究」によるものである。